

第三回國會
衆議院
内閣委員會
會議錄
第八号

昭和二十三年十一月二十九日(月曜日)
午後八時四十八分開議

出席委員

委員長 小川原政信君

理事 田中 稔男君 理事 福田 繁雄君

理事 唐木田藤五郎君 磯崎 貞序君

理事 植原悦二郎君 奥村 竹三君

尾崎 末吉君 佐藤 通吉君

辻 寛一君 松本 弘君

森 直次君 戸叶 里子君

山中 健吉君 小坂善太郎君

田中 健吉君 黒田 壽男君

出席國務大臣

逋信大臣 降旗 徳彌君

出席政府委員

逋信政務次官 鈴木 直八君

逋信次官 鈴木 恭一君

逋信事務官 山下 知二郎君

逋信事務官 島居 博君

逋信事務官 小池 行政君

逋信事務官 浦島喜久爾君

委員外の出席者

専門員 龜井川 浩君

十一月二十七日

委員勝間田清一君辭任につき、その

補欠として、片島港君が議長の指名

で委員に選任された。

同月二十八日

委員片島港君辭任につき、その補欠

として、片山哲君が議長の指名で委

員に選任された。

同月二十九日

委員齋藤隆夫君、田中万逸君、塚田

十一郎君、村上勇君、植原悦二郎

君、菊池義郎君及び山口静江君辭任

第一類第一号 内閣委員會會議錄 第八号 昭和二十三年十一月二十九日

につき、その補欠として、森直次君、磯崎貞序君、奥村竹三君、梁井淳二君、松本弘君、佐藤通吉君及び戸叶里子君が議長の指名で委員に選任された。

同日、委員富田照君辭任につき、その補欠として植原悦二郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日、委員植原悦二郎君辭任につき、その補欠として尾崎末吉君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した事件
郵政省設置法案(内閣提出第二五号)
電氣通信省設置法案(内閣提出第二七号)

○小川原委員長 これより會議を開きます。
去る二十七日委員勝間田清一君辭任につき、片島港君が補欠選任せられ、また昨二十八日片島港君の辭任につき、片山哲君が補欠選任せられました。また本日委員山口静江君、齋藤隆夫君、田中万逸君、塚田十一郎君、村上勇君、植原悦二郎君、菊池義郎君が辭任せられ、その補欠として戸叶里子君、森直次君、磯崎貞序君、奥村竹三君、梁井淳二君、松本弘君、佐藤通吉君がそれゝ選任せられました。右御報告いたします。なお御報告いたします。富田照君、辭任になりました。補欠として植原悦二郎君が追加せられました。

郵政省設置法案並びに電氣通信省設置法案を一括議題として質疑を継続いたします。田中君。

○田中(健)委員 逋信大臣にこの間いろいろ伺ひしておりましたが、本法を十一月中に——本會期中に急いで上げなければならぬということ、何かマツカーサー書簡にそういうことが書いてあるのかどうかというお尋ねをいたしておたわけでありました。逋信大臣の御説明を聞いておりました、書簡に基き、書簡に基きと云う言つておる、それならばその書簡の中に本月中にどうしても上げなければならぬという、何かそういうようなものがあるのか、こういうことを伺ひしておいた。ところがそれに対してお答えを承ろうと思つておる間に、他から関連質問がออกมาして、それを委員長が許可したので、そのままになつておる。それでその点をまずお答えをいただきます。

○隆旗國務大臣 ただいまの御質問に御答弁いたします。私はるるその点について答弁を申し上げたはずであります。申すまでもなく二省設置法案というものは、これはわが逋信事業の建前から、どうしてもする必要があるのだ。この政府の確信が二省法案を提出するに至つたというところは、前にも申し上げた通りであります。マツカーサー元帥の書簡によることはもとよりであります。そういう現実の必要があつたことを御了承願つておきたいと思ひます。

○田中(健)委員 マツカーサー元帥の書簡にあつたというところは、先般のあなたの御説明によつて私は承知いたしております。しかしながらこれは急いで逋信省の方々並びに關係方面の方々において、大分長い間かかつて御審議されて出された問題でしよう。それを短かい時間においてこれを審議しろということはむづかしいであつて、われ／＼はこれを慎重に審議するには相当の時間が必要ではないか。その時間なくしてこれを審議しろと言われてもむづかしいから、もしマツカーサー書簡なり何なりに、短時間の間にやれと言ふならば、どこにそういうことが書いてあるか、どういう根拠に基いてそういうことをおつしやるか、その間の経緯をよく聞きたい、これをお伺ひいたします。

○隆旗國務大臣 それはこの委員會において幾度も私が申し上げたところであります。だけれども田中委員が御出席がなかつたのならば、その間の事情がわからなかつたことは、私は遺憾に思ひます。

○小川原委員長 ちよつと速記をとめて……

〔速記中止〕

○小川原委員長 速記を始めて……

○黒田委員 どうも私は委員長のお話が納得行かないのですけれども、しかし私と委員長との問答はこれで打ち切りまして、まだ御質問の方があるようでございますから、どうか質問を続けていただくように願ひます。

○小川原委員長 御質疑がございますか。

○田中(健)委員 この間から継続した問題ですが、あれはこゝで打ち切りません。法案については打ち切りませんが、まだ打ち切りませんから御承知願ひます。それから先ほどの黒田さんからの発言によつて理事の方が行かれたことが、お話を三時かかつて、それをたつた五分くらいに片付けようというところの問題があるので、その点もあとでお伺ひいたしますから、——先に詳細に理事の方々の御報告を聞いておけば一番都合がいいのだけれども、これはあとでお伺ひいたしますから保留いたしておきます。委員長いかがですか、あとで聞いていいでしょう。

○小川原委員長 この問題はその程度にしたいでございます。

○田中(健)委員 この問題はあとで質問します。福田さんから聞いてもらつた方がいいとか、われ／＼から聞いてもらつた方がいいとかいふことは、委員長として權威がない話であつて、どうしても聞かなければならぬ。しかしあなたがたつて法案を先にやりたいといふことなら法案を先に聞きます。しかしそれはあとで聞きますから、それをあとでできないといふことなら今聞かなければならぬ。

○小川原委員長 私は答えません。議題に關係ありませんから答えません。質問なしと認めます。

○田中(健)委員 いや、ありますよ。

○小川原委員長 私語は許しません。

質問は打ち切ります。

○田中(健)委員 そんなばかなことは
ない。冗談言ふんじやない。

○小川原委員長 それなら早く質問を
やつてください。

○田中(健)委員 それでは通信大臣に
伺います。この法律は來年の四月一日
から施行するということになっており
ますが、この法律の基準法であるこ
ろの國家行政組織法は、昭和二十四
年一月一日から施行せられることにな
つてゐるのであります。どういふわけ
でこの法案が四月一日になるのか、基準
法が一月一日になつてゐるのにこれが
四月一日ということになるのか、この点
を伺ひたい。

○降旗國務大臣 前回答した通りで
すから、重複しますからお答えしませ
ん。

○田中(健)委員 前回はどういふふう
に……

○降旗國務大臣 速記を見てくださ
い。そうあなたに答弁しました、二度
も聞くことは困ります。

〔発言する者あり〕

○田中(健)委員 発言中です。

○小川原委員長 田中君、私語をやめ
てください。

○田中(健)委員 それは私に注意しな
いで向うにしてください。それから本
法によつてどれだけの人員が使われる
か、この点を伺ひします。

○降旗國務大臣 法案をごらんになる
とわかりますように、法律によつて定
員を定むるのとあります。そのときに詳
細御説明申し上げます。

○田中(健)委員 それは國家行政組織
法によれば、別の法律で定めるといふ

意味ではない、やはり本法に定員とい
うものを書かなければならないという
精神のものでないかと思ふのですが、
その点はどうですか。お答えありませ
んか。

○降旗國務大臣 いや、お答えありま
すよ。これは國家行政組織法の第十九
條に各行政機関に置かるべき一職の定
員は、法律でこれを定める。とありま
すが、郵政省設置法案第二十九條、電
氣通信省設置法案第五十三條にもやは
り兩省におかれる職員は別に法律で
定めるとなつております。さらに
申しますことは、幾回も繰返して答弁
することではありますけれども、前内
閣閣議決定の鉄則にありますことと
に、人員はこれを増加しないという建
前を尊重してあります。

○田中(健)委員 人員を増加しないとい
う建前を今とつてゐる。本法に定員
を書かなければならないじやないか。
あなたのおつしやるには、本法とさ
らに別の法律というふうにおつしやる
が、國家行政組織法はそういう趣旨
ではない。時の政府の説明により、ま
たわれわれが國家行政組織法を審議す
る場合においては、その設置法の中に
規定しなければならぬという趣旨の
ものである。その点は大分見解があ
なと違ひます。

○降旗國務大臣 時間が切迫してあり
ますから私から簡単に答へします。
今の田中委員の御説はごもつともであ
ります。しかしながら各省の設置法案
は次期の國會において提出されますか
ら、今特別に兩省の定員の表を出して
も、これは國家全般の機構の上から批
判するところが多いと思ひますから、
今ここに附隨して論議するよりも、適

当のときにこれを提出することの方が
かえつて國家全般の行政機関の定員を
定める上から、批判する上から行つて
便宜ではないかと私は存じておりま
す。従つてこの法案に附隨してないこ
とは御了承願ひたいと思ひます。

○小川原委員長 あなたのはどうい
ふふうになつておるのですか。あなた
は私語でさつきから許さぬのにやつて
ゐるでしよう。

○田中(健)委員 委員長に發言を求め
て質疑應答をやつておる。私語はして
いないです。

○小川原委員長 おやいなさい。

○田中(健)委員 私は定員というの
は、先ほども申し上げましたように、
本法によつて規定しなければならぬと
思ふ。あなたのおつしやることに
よれば、ほかの各省がそろわなけれ
ば、この定員は書かれぬということ
は、あなたから言へばもつともだけ
ども、ほかの各省の設置法案がそろ
わなければ、これにも定員を書かれぬ
のである、こういうのであれば、各省
のと一緒にそろえて出せばよいのであ
つて、その点はどういふわけですか。
ほかのものはいつごろにならばそろ
うのですか。

○降旗國務大臣 私は田中委員に特に
御注意申し上げます。田中委員の御質
問はしつゝ私が本委員会において答
弁したことを繰返されております。少
くとも田中委員が私に対して御質問
くださるならば、本委員会の速記録を
読んで上において、私に御質問願ひ
たいと思ひます。

○小川原委員長 時間がないです
から、本問題についてお伺ひを願ひ
たい。

○田中(健)委員 あなたは私に答えた
と言ふけれども、ほかの人に答えたこ
とを聞き違へておるのじやないです
か。私も神様じやないから間違ひな
いように努めております。御注意はま
ことに感謝しますが……

○降旗國務大臣 田中委員に御注意申
し上げますけれども、本委員会は、田
中委員一人の委員会ではありません。
あなたの欠席のときに他の委員から私
に対して、しつゝあなたへの御質問と
同じような趣意の質問があつたはずで
あります。それに対して私はお答えし
ておりました。あなたの質問が重複し
ておるというのでなくて、委員会にお
いてしつゝ田中委員の言われたよう
な質問があつたということをお申し
立ておるにすぎないのであります。

○小川原委員長 田中君に御注意申
し上げます。その問題をどこまでもそ
ういふふうにならば……もし繰返
されませんならば……

○田中(健)委員 他の委員に答えたか
ら、お前は同じことを聞いておるから
答えないというのではない。私はその
点を違ふと思ふ。他の委員に答えた
言つたつて、私は速記録を見たわけ
ではないから……

○小川原委員長 田中君、同じことを
一緒に繰返されるならば、もう時間が
ないのですから質問がないものと認め
て許可しません。

○降旗國務大臣 ただいま田中君の質疑も
ございまして、これに対する大臣の
きわめて丁寧な御答弁もあり、すでに
この問題につきましては、質疑は盡き
たものと思ひます。どうぞこれから討
論に入つて、ただちに採決せられんこ
とを望みます。

〔異議なし〕「質問はまだある」と
呼ぶ者あり

○小川原委員長 唐木田君。

○唐木田委員 いささか出しおくれの
感はありますが、たしか一昨日
配付されました郵政省設置法案及び電
氣通信省設置法案の提案理由に關する
説明を拜聴しますと、通信大臣は、申
すまでもなく今日行政簡素化が考えら
れておるときに、二省が一省になるの
ならともかく、一省が何ゆゑに二省に
なる必要があるか、こゝろに疑いが起
るのであります。しかしながら私は
通信省の内部に入りましていろいろ調
査した結果、これは當然二省にわか
れなければならぬということを感じ
ざるを得なかつたのであります。と前置
きして、一昨年の三月以來、GHQの
OOSの涙ぐましい調査に出発して、
日本政府も通信省も共同研究を続け
て、去る七月二十二日のマツカーサー
書簡によつて、通信省の機構を完全に
再編成して、文化國家にふさわしい能
率的なものにしなければならぬとい
う事情や、九月二十一日の閣議決定に
基いて、基本方針、機構、會計、人
員、実施の時期等を説明し、最後に、
先ほど申し上げました経緯の中にもあ
りますように、通信省がたゞ二省に
なつたといひましたとしても、その總体人
員をふやすというふうなことは、私
どもは考へておりません。現在の状態に
おいてこの二省の設置をして行きたい
と思つておるのであります。この点
は特に御留意を願ひたいと思ひます。
と明瞭に記されてあります。ところが
同じ日に、全通本省支部、すなわち通
信省のおひざ元の労働組合から配付さ

れました一葉のプリントには、今度の分劃方案は合法的に國費を浪費する以外の何ものでもない、実際に働く者は半分に三分の一にも減少して、偉い人、勲任級などは八倍にもなつて行く、苦しい國民のふところを考へ、恐るべきこの法案の實體を見きわめて、この夢のような組織の拡大に反対してくだされ、課も係も三・二倍にもなり、地方の管理機關も三倍になりますと言つて、郵政省及び電氣通信省の機構図を添えてそれに郵政省は、現在局長六、部長一、計七名だのに、新しい計画では、局長八名、次長二名、部長十三名、計二十三名となつておよそ八倍になり、電氣通信省は、現在局長六名、部長二名、計八名だというのに、新しい計画では總務長官一名、局長十名、理事二名、長官一名、部長十四名、計二十九名、およそ七倍になる。こういふふうに記されております。私は降旗通信大臣の人格や、その並々な御苦心に敬意を表しまして一應了承しておつたのでありますが、もし全通本省支部の諸君の言通りであつたとするならば、政府はまさに羊頭を掲げて狗肉を賣るものである。もしそうでないにしても、手術は成功せり、患者は死にせりという悲しむべき結果をもたらすことは火を見るよりも明らかであります。天の時は地の利にしかず、地の利は人の和にしかずと申されます。有機的運営を必須條件とする現業廳において、同床異夢、すなわち同じ寢床の中に違つた夢を見ているといふやうなことは、文化國家の中樞神經とも言うべき通信事業が、半身不遂に陥るの危険を思はざるを得ないのであります。政府はこれに対していかな

る信念を持つて対処するか、この点を通信大臣から承りたいと思ひます。

○降旗國務大臣 これは私がしほく答弁申し上げましたごとくに、二省設置の法案というものは、いかに通信事業を向上、改善するかということにあつたのであります。従つて私も承つて申しますと、その意味において局の数がふえたわけでありまして、これを率直に申しますと、郵便や電話や電信がなか／＼届かない。二日も三日も四日も滞滞するということになりますと、とてもないことになるわけなんです。あにひとり通信省の機構改革のみならず、全國の産業經濟に重大なる影響をもたらすわけでございますから、一日も早く、一刻も早く電信や電話やそれからして郵便が届くようにするためには、どうしてもこの機構でなければならぬ。そういう意味においてやつておるのであります。あえてわれ／＼の目的は、全通がかくのごときことを反對するがゆゑにどうということになしに、もつと大きい視野で、日本の中樞神經をいかにして敏速にし、いかにして活潑にするかというためには、これではなければならぬ、こういう建前でおるのでありますから、その点は全通の諸君と話し合つて、十分に納得するように当局として努めた、かように思つております。

○唐木田委員 大臣がそれだけの熱意を持つておられることは、まことに愉快なことでありませうけれども、私が心配するのは、いわゆる人の和をはたし得ることができかねるか、いわゆる上層部諸君と、ほんとうの手足になつて働く諸君とが、よく氣をそろえて、與えられた機能を十分に發揮する

ような確信を持つておるかどうかういふやうなことなのであつて、今のようなお話とは少し私は考へを違へております。従つてもし大臣がその確信をお持ちならば、非常にうれしいのであります。ひとり政府のためのみならず、私たち非常にうれしいのでありますから、どうかその熱意でやつていただきたいと思ひます。ただ親の心子知らず、親子の間がうまく疎通していかないと言いますか、全通の本省の支部の方から、こういうものが私どもの方に舞い込んだというものは、何かしら不安があるのではないかという懸念を持つのであります。

それからもう一つ、もし直言することを許されるならば、きよう私がGHQに行つた感じから言つても、おととい参りました感じから言つても、アメリカの役人というものは、おおよそサビスをする役人である。日本の役人はいばる役人であるという感じが、どうも抜け切れぬのであります。従つてアメリカ式に考へて、こういうシステムを持つてば、非常に能率が上ると考へてやつたことでありませうが、これをもし日本の現在の役人の心構えでやられたならば、子供に正装を持たしたやうな結果になるやうなことがあるのではないか、こういう懸念があるのであります。明治、大正、昭和、八十年の長い間の官僚の氣分というものは、そり一朝一夕に、時勢がかわつても生れかわるものでない。それに対して大臣が、野人から急に大臣になつて、浮び上つてしまつて、あるいはミイラとかがミイラになつてしまつていふやうなことがあれば、私は個人として、尊敬する友人に対して惜しむばかりでな

く、國家のためにほんとうに悲しいことだといふやうに思つておりますので、この点に対しては、私は非常に憂いを持つております。この憂いが杞憂に終るならば非常にうれしいことでありまして、そのやうなことを望むのであります。こういうつもりで私は質問をしております。それに対して何か具體的な考へがあるかどうか。

○降旗國務大臣 唐木田委員の御質問を兼ねての御注意に對しましては、深く敬意を拂ひます。私が今の考へを率直に申し上げると、数年の後に、なるほど日本の通信事業もかくのごとく向上、進歩したのだ、そして國利民福のためになるやうになつたのだと言われるやうな、彼岸の光を今頭に画きつ、この二省設置法案を出して、おろ、こういふ意味において御了承願ひたい。従つて今御注意の点につきましては、重々私どもも反省、注意を加へまして、そのあやまちに陥らないやうに努めて行きたい、かように思つております。

○唐木田委員 私は質問を打ち切りま

○小川原委員長 他に御質疑ございせんか。

○田中（稔）委員 実は私昨日委員長と一緒に二回ほど關係方面に参りました。政府の提案説明でいくらか足りな

いと思ひますが、係官の懇切な御説明で補われたのであります。それでわかりましたことは、電氣通信關係のことは、これは本來企業体でやるべきことだといふわけですね。それで局課の分け方あたりも、われ／＼としてはどうもどうかと御うけけれども、やはりこれは機能上必要だといふことは、説明されまして大体わかつたのであります。が、そういう考へをすつと進めて参りますと、大体これを將來行政機構としてやつて行くことは不徹底であつて、これは公共企業体か、あるいは民營の会社経営にした方がよいといふやうなことにでもなろうかと思ひます。実は社会党としましては、電氣通信事業につきましては、公社案といふものを政務調査会で用意しておるのであります。これにつきまして通信大臣の御所見を伺いたないのであります。

○降旗國務大臣 お答えいたします。社会党として通信事業について公社組織とした方がいだらうというやうなお考へがある。そういうやうにこれを公社組織にするか、あるいは民間經營のものにするかという意見は、私どもといへどもしばしば聞いております。しかしながら今日の段階におきましては、二省設置が一番適當なものである、かように政府は信じて提案してゐるのであります。しかしながら公社の組織、あるいは民間經營の形態といふことにつきましては、決して研究調査を怠るというわけではないのであります。一方においては、その方面において、できるだけ研究、調査をやつて行きたい。目ざすところは公共の福祉をいかに増進するか、この一点によつて、いづれが是であるか、いづれが非であるかといふことは、今後起り得る問題であり得るでありましようけれども、しかし今日の段階においては、政府としてはさうなことを考へておらないことだけを御了承願ひつておきたいかように思ひます。

○田中（稔）委員 この両省の機構圖を

見ますと、われ／＼としましては、局が多すぎる、都が多すぎる、また上下の關係を見ましても、非常に屋上屋を架するといふような感じがすると思ふのであります。しかしながら、これはさき申し上げましたように、係官の御説明なんかによりますと、これは企業体として考えた場合には、機能上どうしてもこういふふうになることが合理的であるといふような御説明があつたのであります。私はその点については、まだふに落ちないのであります。たとえば總務長官といふようなものとか、理事といふようなものとかは、どちらかなくともよいのではな

を部か課に下げる、全体としてずつと格を下げるというようにすることによつて、この膨大な機構をできるだけ實質的に簡素化することを考えなければならぬのか。それでは都合が悪いのか。どうしても局長さんをつくり、部長さんをたくさんつくらなければならぬのか。場合によつては局は課にかえてもよろしい、課として独立しておればよろしいといふようなお考えか。その辺をひとつ承りたい。

○降旗國務大臣 ただいま御質問になりましたような点は、政府においてもしば／＼考えてみたところでありま

ます。しかしながら、窮極するところ原案が一番よろしいものだといふ結論になつたのであります。決してたゞいま御指摘になつたような問題について思慮を拂わなかつたわけではないのでありますから、この点を御了承願ひたいと思ひます。

○田中(総)委員 國鉄の従業員と郵政並びに電氣通信省關係の従業員とは、現業方面ではあまり違はないと思ふのですが、國家公務員法の適用關係ではそれが別になつております。逓信大臣としましては、兩省の現業關係の職員は、公務員法の適用を除外するといふようなことをお考えになりませんか。どうか。これは國家公務員法と關係があるのです。逓信大臣としてのお考えを承りたい。

○降旗國務大臣 國家公務員法の規定には、今おつしやつたように、二省の従業員を公務員から除外するといふことは規定しておりません。しかし、なぜ運輸省の機構改革と、逓信省の機構改革と合致しないかといふことにつ

きましては、先般私は委員会において詳しく申し上げたのでありまして、この点は多分田中委員もよく御存じのことだと思ひますから、御了承願ひておきたいと思ひます。

○田中(総)委員 私の質問は一應これで打ち切ります。

○小川原委員長 これにて質疑は終了いたしましたものといたします。

○磯崎委員 先ほど私は、質疑の打ち切から、討論を開始して採決にしようといふという要請をしました。これに対する賛成も相当ございましたが、委員長はまことに御親切が過ぎて、あまりに多くの質疑をお許しになつてお

る。私は重ねてここで質疑を打ち切つて、ただちに討論に入られんことを要請いたします。

○小川原委員長 さういたして御異議ございませんか。

○異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり

○小川原委員長 それでは、それにて決定いたします。

○定足数が足りない」と呼ぶ者あり

○小川原委員長 田中君がそこにおつたうちは私は発言いたしました。定足数はあります。

○黒田委員(私はやはり明日に延ばされんことを希望します」と呼ぶ。

○小川原委員長 それはできません。

○委員長、勝手にそんなことはきめられない」と呼ぶ者あり

○小川原委員長 もしこれにて流会になることになりましたら委員長は責任を負いません。委員長は熱心にこの議事を進めて、そうしてこれを本會議に上程するように手順をいたしており

ますが、かような決議をいたすとき、定足数のあつたものをないと言われたり、そうしてこれを打ち切つていかぬといふことになれば、委員長としての責任は負いません。どうぞそのおつもりでいてください。

○黒田委員(公務員法もまだきようはともできないよりですか、全体と調子を合して明日に延ばしたらどうですか。私もまだ質問があるのです。磯崎委員「質問はもう打ち切つてしまつた」と呼び、その他発言する者多し。

○小川原委員長 それでは休憩いたします。

午後十一時十八分休憩

午後十一時五十分開議